

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和4年8月29日（令和4年（行情）諮問第498号）及び同年1月26日（同第772号）

答申日：令和5年10月19日（令和5年度（行情）答申第384号及び同第396号）

事件名：令和4年1月から4月までの外務省ホームページ上に掲載されていない記者クラブ配布資料等の一部開示決定に関する件
令和4年5月から8月までの外務省ホームページ上に掲載されていない記者クラブ配布資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる21文書（以下、順に「文書1」ないし「文書21」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年7月5日付け情報公開第00819号及び同年11月21日付け同第01927号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、「不開示とした部分」が「文書8」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になって

- いるかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。
- (2) 一部に対する不開示決定の取消しを求める。
記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (3) 電磁的記録についても特定を求める。
本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。
- (4) 特定すべき文書に漏れがないか確認を求める（原処分2のみ）。
審査請求人には確認するすべがないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和4年5月6日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法10条2項による延長を行った後、対象文書9文書を特定し、6文書を開示、3文書を部分開示とする原処分1を行い、令和4年9月21日付けで受理した本件請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法10条2項による延長を行った後、対象文書12文書を特定し、6文書を開示、6文書を部分開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、令和4年7月26日付けで文書1ないし文書9について、下記(1)ないし(3)を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求1」という。）及び令和4年12月3日付けで文書10ないし文書21について、下記(1)ないし(4)を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求2」といい、「本件審査請求1」と併せて「本件審査請求」という。）を行った。

- (1) 不開示処分の対象部分の特定。
(2) 一部に対する不開示決定の取消し。
(3) 電磁的記録の特定。
(4) 特定すべき文書に漏れがないか確認を求める（本件審査請求2のみ）。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書である。

3 原処分について

原処分1において、本件請求文書1に関し、本件開示請求受付時点で、処分庁は本件対象文書の文書1ないし文書9の計9文書を保有していたことから、当該文書を以て開示決定等を行ったものである。

また、原処分2において、本件請求文書2に関し、本件開示請求受付時点で、処分庁は本件対象文書の文書10ないし文書21の計12文書を保有していたことから、当該文書を以て開示決定等を行ったものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 不開示処分の対象部分の特定について

ア 審査請求人は、「不開示一覧で不開示とした部分を「文書8」等と明示しただけでは具体的な箇所を分からないので、(中略)その特定を求める」としている。

イ しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 一部に対する不開示決定の取消しについて

ア 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張している。

イ 原処分では本件開示対象となった資料の一部を不開示としているが、不開示とした部分は下記ウのとおり法5条1号及び6号に基づく部分であり、不開示とすることが適当である。

ウ 不開示とした部分について

(ア) 法5条1号：記者個人の氏名、所属、職種

処分庁は原処分において、記者個人の氏名、所属、職種について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号により不開示とした。

(イ) 法5条6号：公表されていない外務省の電話番号

対象文書に記載された公表されていない外務省の電話番号については、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号により不開示とした。

(3) 電磁的記録の特定について

ア 審査請求人は、本件対象文書について、電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めている。

イ しかしながら、外務省主管課は当該文書作成に際して、関係各課より紙媒体で文書(資料)の提出を受けており、作成後は行政文書ファイルにつづった上で保有・保存している。また、関係各課においても、作成した当該文書を紙媒体で外務省主管課に提出した後、紙媒体を正本として行政文書ファイルにつづった上で保管している。電磁的記録は写しに過ぎず、随時関係各課においてパソコン等から削除されている。したがって、当該文書は紙媒体でしか存在せず、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 特定すべき文書に漏れがないかとの審査請求人の主張について(原処分2のみ)。

ア 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める」旨主張している。

イ 本件審査請求2においては、本件対象文書の文書10ないし文書2

1の計12文書が特定されている。これら12文書は、対象期間内に、記者クラブ配布資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち外務省ホームページ上に掲載していないものを全て網羅しており、特定されるべき文書には漏れはない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、上記4のとおり、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月29日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第498号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年12月26日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第772号）
- ④ 令和5年1月27日 審議（同上）
- ⑤ 同年9月19日 本件対象文書の見分及び審議（令和4年（行情）諮問第498号及び同第772号）
- ⑥ 同年10月12日 令和4年（行情）諮問第498号及び同第772号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求には、対象期間を限定する記載がなされていたため、本件各開示請求について、当該期間に報道機関への対応を所管する外務省の主管課である報道課が記者クラブや報道機関向けに提供することを目的として作成・取得した文書のうち、外務省ホームページ上に掲載していない文書の開示を求めるものと解し、原処分において、本件対象文書を特定した。報道課において、本件対象文書の外に本件請

求文書に該当する文書は、当該期間中に作成も取得もしていない。

イ 本件対象文書は、いずれも報道課が作成又は関係部局から受領した複数の資料を組み合わせ作成した紙媒体の文書であり、電磁的記録として作成されていない。本件対象文書の中には、報道課が電磁的記録として作成又は関係部局から受領したものが含まれるが、報道課は、決裁が終了した時点で、紙媒体に印刷したものを正本として保存することとしている。

ウ 外務省文書管理規則（令和4年4月1日外務省訓令第7号。以下「規則」という。）は、別途、正本・原本が管理されている行政文書の写しについては、保存期間を1年未満とすることができるとしている（14条6項）。このため、写しに当たる電磁的記録については規則に従って廃棄しており、報道課及び関係部局のいずれにおいても電磁的記録の保有を確認することができなかった。

エ 本件審査請求を受け、念のため、執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から規則の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりであると認められる。そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これに加え、審査請求人において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、上記(1)エで諮問庁が説明する文書の探索の範囲についても特段の問題があるとはいえない。

したがって、外務省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書のうち、文書2の5頁目ないし8頁目、文書4の15頁目及び16頁目、文書9の6頁目ないし12頁目、文書14の10頁目ないし12頁目、文書15の10頁目ないし14頁目、文書19の3頁目ないし5頁目の不開示部分には、記者個人の氏名、所属クラブ、職種が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示

とすることが妥当である。

- (2) 本件対象文書のうち、文書2の13頁目、文書4の35頁目ないし41頁目、文書13の16頁目、18頁目、20頁目、21頁目及び23頁目、文書17の17頁目及び19頁目の不開示部分には、外務省、在外公館、環境省、経済産業省及び国土交通省の対外非公表の直通電話番号又は公用携帯電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

本件請求文書 1 記者クラブ配付資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て（報道課が管理しているもの。）*対象期間 2022 年 1 月 1 日～4 月末日。

本件請求文書 2 記者クラブ配付資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て（報道課が管理しているもの）。*対象期間は 2022 年 5 月 1 日～8 月末日。

2 本件対象文書

文書 1 林外務大臣の日米豪印外相会合及び日米韓外相会合への出席（2022 年 2 月 9 日），ほか

文書 2 岸田総理大臣の G 7 首脳会合出席（令和 4 年 3 月 22 日），ほか

文書 3 林大臣のトルコ，アラブ首長国連邦（UAE）訪問（2022 年 3 月 17 日），ほか

文書 4 岸田総理大臣のインド・カンボジア訪問 同行記者団勉強会兼打合せのご案内（令和 4 年 3 月 17 日），ほか

文書 5 林外務大臣の G 7 外相会合出席（2022 年 2 月 18 日），ほか

文書 6 林外務大臣のポーランド訪問（2022 年 4 月 1 日），ほか

文書 7 林外務大臣の NATO 外相会合出席（令和 4 年 4 月 4 日），ほか

文書 8 林外務大臣のカザフスタン，ウズベキスタン及びモンゴル訪問（令和 4 年 4 月 27 日），ほか

文書 9 岸田総理大臣の東南アジア及び欧州訪問 同行記者団勉強会兼打合せのご案内（令和 4 年 4 月 26 日），ほか

文書 10 岸田総理大臣の東南アジア及び欧州訪問 取材要領（令和 4 年 5 月 1 日）

文書 11 林外務大臣のフィジー及びパラオ訪問 日程（令和 4 年 5 月 6 日），ほか

文書 12 林外務大臣の韓国訪問 日程（令和 4 年 5 月 6 日），ほか

文書 13 林外務大臣の G 7 外相会合出席 日程（2022 年 5 月 10 日），ほか

- 文書14 岸田総理大臣のシンガポール訪問 日程（令和4年6月），
ほか
- 文書15 岸田総理大臣のG7エルマウ・サミット及びNATO首脳会
合出席 日程（2022年6月23日），ほか
- 文書16 林外務大臣のフィリピン訪問 日程（令和4年6月28
日），ほか
- 文書17 林外務大臣のG20バリ外務大臣会合出席 日程（令和4
年7月4日），ほか
- 文書18 林外務大臣の米国訪問 日程（令和4年7月26日），ほ
か
- 文書19 岸田総理大臣の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議出
席 日程（令和4年7月28日），ほか
- 文書20 林外務大臣のASEAN関連外相会議出席 日程（令和4年
8月1日），ほか
- 文書21 林外務大臣のチュニジア訪問及び第8回アフリカ開発会議
（TICAD8）への出席 日程（2022年8月24日），
ほか